

機械設備工事仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

2. 地域地区 ()

3. 敷地面積 m²

4. 建物用途

5. 棟別概要

No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積 (m ²)	延面積 (m ²)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
合計							

6. 工事種目 (○印を付したものが該当)

	1	2	3	4	5	6	7
衛生器具設備							
給水設備							
排水設備							
消火設備							
ガス設備							
給湯設備							
浄化槽設備							
空調設備							
換気設備							
自動制御設備							
エレベーター設備							
建築工事							
電気設備工事							

7. 設備概要 (改修の場合は工事対象を示す。) (○印を付したものが該当)

衛生設備	給水方式	・水道直結方式 ・高置タンク方式 ・ポンプ直送方式	
	排水方式	・建物内の汚水と雑排水 (・合流 ・分流) ・その他 ()	
	放流先	汚水	・直放流下水管 ・浄化槽 ・その他 ()
		雑排水	・直放流下水管 ・浄化槽 ・その他 ()
	排水槽	・有り (計画容量: m ³) ・無し	
消火設備		・屋内消火栓 ・連結送水管 ・屋外消火栓 ・スプリンクラー ・消防用水 ・泡消火 ・連結散水装置 ・フード等用簡易自動消火装置 ・粉末消火装置 ・不活性ガス消火 (・窒素 ・ ・ハロゲン化物消火 ・消火器 ・無し	
	ガス設備	・都市ガス 種別 (MJ/m ³ N) ・液化石油ガス	
	給湯設備	・有り (・局所式 ・中央式) ・無し ・熱源 (・電気 ・都市ガス ・液化石油ガス ・灯油 ・A重油)	
	浄化槽設備	・有り (・合併処理 ・小規模合併処理) ・無し	
空調設備	空気調和方式等	・空気調和 (・単一ダクト方式 ・各階ユニット方式 ・パッケージ方式) ・ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	主要熱源機器	・鋼製ボイラー ・鉄製ボイラー ・温水発生機 (・真空式 ・無圧式) ・テリングユニット ・吸収冷温水機 ・吸収冷温水機ユニット ・空気熱源ヒートポンプユニット ・パッケージ形空気調和機 ・マルチパッケージ形空気調和機 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
		換気設備	・1種換気 ・2種換気 ・3種換気
		排煙設備	・機械排煙 (・有り ・無し) ・適用法規 (・建基法 ・消防法)
自動制御設備	・自動制御方式 (・電気式 ・電子式 ・デジタル式)		

II 工事仕様

1. 共通事項

- (1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)平成31年版」(以下「標準図」という)による。
ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。

- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記事項

- (1) 章及び項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、◎印を適用する。
◎印の無い場合は、*印のあるものを適用する。
◎印と⊗印のある場合はともに適用する。

章 項目 特記事項

1	1. 適用基準等	・消防設備等の技術基準 全国消防協会中国支部編(第8次改訂版) * 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による 工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編 平成30年版 一般社団法人公共建築協会 編集 国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修
	2. 機材の品質等	本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者等は、次の1)~6)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡易な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~6)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。 6) 材料及び接着剤等のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

章 項目 特記事項

3. 環境への配慮
本工事において、国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月8日変更閣議決定)」に定める特定調達品目分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。

4. 官公署その他への届出手続等
液化石油ガス設備工事を施工する際は着事前にガス給事業者に着事前説明を行い、完了時に完成図を提出すること。

5. 電気保安技術者
工事現場における電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安の業務を行うものとする。

6. 現場事務所
・設置できる(・敷地内 ・敷地外(設置可能場所:))
・設置できない

7. 工食用電力、水
構内既存の施設
工用水 ・利用できる(有償) ・利用できない
工食用電力 ・利用できる(有償) ・利用できない

8. 発生材の処理
・引き渡しを要するもの()
・現場において再利用を図るもの()

産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による。

項目	品目	搬出場所	距離(Km)	DID区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)
特定建設資材	・コンクリート塊					
	・アスファルト塊					
特別管理産業廃棄物	・コンクリート及び鉄から成る建設資材					
	・木材					
家電リサイクル法に基づく物	・家電リサイクル製品					
	・フロンガス					
その他	・金属くず					
	・ガラスくず					

9. 交通安全管理
以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。配置する位置は別に図示する。

名称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等
交通誘導員A		
交通誘導員B		
交通整理員		

(注) 交通誘導員A、Bは警備業法に定める警備員とし、交通整理員については資格を問わない。
取り扱いは平成19年4月26日付技第26号による

10. 技能士の適用
技能士制度の趣旨を十分理解の上、積極的な活用を努めること。

11. 工事写真
下記のものを提出する。
仕様は、島根県建築工事写真取扱要領による。

区分	分類	サイズ(mm)	提出部数
工事中写真(着工前含)	* カラー	* 80×120程度	部
完成写真	* カラー	外部全景 * 120×170程度 その他 * 80×120程度	部
電子データ(CD-R等)	デジタルカメラを使用した場合は、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。		1部

(注) フィルムカメラを使用する場合は監督職員と協議する。

12. 完成図
下記のもの、竣工後15日以内に提出する。
仕様は、島根県建築工事完成図取扱要領による。

品名・仕様	提出部数
* 竣工図 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼 表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	部
* 施工図 (構造躯体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼 表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	部
* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部

製本の取りまとめについては監督職員の指示による。
設計に関するCADデータを貸与するが、著作権者は、島根県にある。なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
・竣工図と施工図を1冊にまとめる。

13. 保全に関する資料

書類名	提出部数
建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による)	
機器取扱い説明書	
機器性能試験成績書及び配管試験等記録	* 1部
官公署届出等書類(完了検査、検査済証を含む)	部
主要機器製造者一覧 総合試運転調整測定表 その他監督職員が指示するもの	
建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等)	* 1部

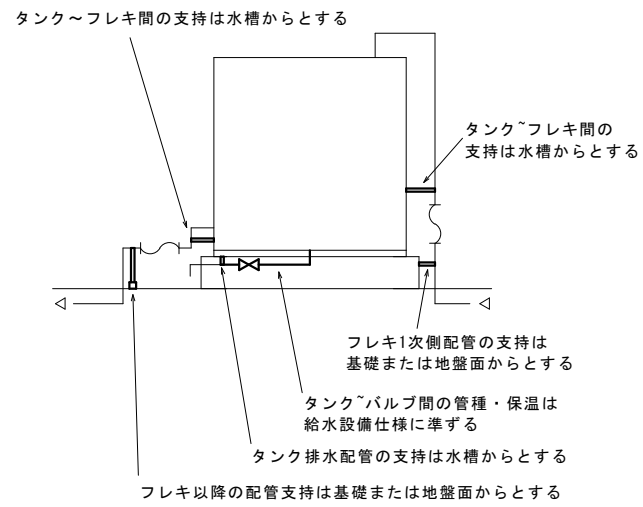
(注) 保全に関する資料は1部を施設管理者に引き渡す

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	担当者
()					
					設計者

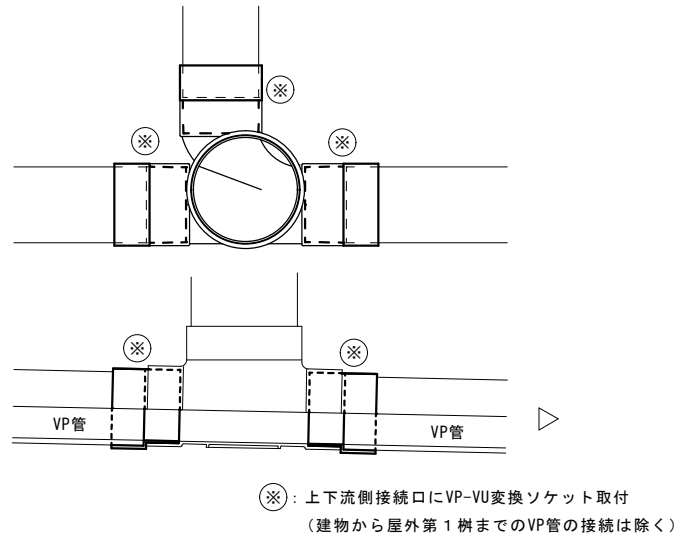
章	項	目	特	記	事	項	章	項	目	特	記	事	項	章	項	目	特	記	事	項																																																																																					
14	総合試運転調整		装置全体の施工完了時に、下記の総合試運転調整を行う。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の品質検査 ・ 一般飲料水適否簡易検査（12項目） 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度、導電率EC ・ 一般飲料水適否検査（16項目） 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機酸（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度、導電率EC ・ 水道法施行規則による水質検査 ・ 雑用水の水質検査 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数は監督職員の指示による。	18	塗 装	1) 下記の部分を除去、原則として塗装を行う。 下記の部分において塗装が必要な場合は図示による。 ①垂鉛めっきされたもので常時隠べいされる部分 ②垂鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類 ③主、各階機械室内等及び電気室内の垂鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管 ④カラー垂鉛鉄板面 ⑤垂鉛めっき以外のめっき仕上げ面 ⑥樹脂コーティング等を施したもので、常時隠べいされる部分 ⑦アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム、垂鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面 ⑧埋設されるもの（ただし、防食塗装部分を除く） 2) 塗装を施さない部分、箇所 ・ 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場 3) 防錆塗料については国土交通大臣特別評価方法認定品を使用してもよい。 4) 残りネジ部、及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。	19	耐 震 措 置	1) 設備機器の固定は、「建築設備耐震・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）2014年版」及び「（一般社団法人）日本エレベーター協会発行の「昇降機耐震設計施工指針（日本建築設備昇降機センター編集）2014年版」による。 建築設備の設計用標準水平震度（Ks） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">建物の種別</th> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽（タンク）類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽（タンク）類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階及び1階</td> <td>機 器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水槽（タンク）類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> 注）上層階の定義は次による。 2～6階建ての場合は最上階、7～9階建ての場合は上層2階、10～12階建ての場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階 2) 重要機器 ・ 水槽類（受水槽、高架水槽） ・ 給水ポンプ（加圧給水ポンプユニット、揚水ポンプ） ・ 危険物貯蔵装置（オイルタンク、サービスタンク） ・ オイルポンプ ・ エアコン室外機（ルームエアコンは除く） 3) 一般機器 重要機器以外のもので機器重量が1KN（102kgf）を超える機器 4) 下記に示す機器は、建物の種別によらず、特定の施設かつ重要機器とする。 ・ 消火設備機器（消火ポンプユニット、自動消火設備機器、パッケージ形消火設備機器） ・ 全熱交換器 5) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 6) エレベーターの耐震クラス ・ S14 ・ A14 エレベーターの設計用標準水平震度（Ks）は標準仕様書による。 7) 地域係数 ・ 0.9 ・ 8) あと施工アンカーの引き抜き試験 試験方法は引張試験機による引張試験とする 確認強度は対象機器ごとのおあと施工アンカー1本に作用する引抜き力以上とする 試験箇所数は、特定の施設かつ重要な機器の場合は全数とし、その他の機器は1つの機器に対し1本以上とし、監督職員の指示による。また、試験箇所は監督職員の指示による。 2)～4)に該当しない機器 ・ する（ ・ ） ・ しない（注）使用するアンカーメーカーの強度試験資料を監督職員に提出し承諾をうけること。	設置場所	建物の種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽（タンク）類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽（タンク）類	1.5	1.0	1.0	0.6	地階及び1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6			水槽（タンク）類	1.5	1.0	1.0	0.6	20	耐 震 施 工	1) 機器の耐震施工 ①エアコン室外機の転倒防止措置は図示による。 ②給湯設備機器の設置は「平成24年国土交通省告示第1447号」による。 2) 横引き配管等は地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう建築設備耐震設計・施工指針2014年版によるSA種、A種又はB種耐震支持を行う。ただし、次の場合を除く。 ①吊り長さが平均0.2m以下、かつ、40A以下の配管（鋼管は20A以下） ②吊り長さが平均0.2m以下、かつ、周長1.0m以下のダクト 21. 他工事との取り合い 1) 梁・壁・床貫通部の補強及びスリーブ 補強 ・ 本工事 ・ 別途建築工事 スリーブ ・ 本工事 ・ 別途建築工事 2) 天井開口及び補強 開口 ・ 本工事 ・ 別途建築工事 補強 ・ 本工事 ・ 別途建築工事 3) 機器の基礎 ・ 本工事 （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） ・ 別途建築工事 （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） 4) 二次側電源 ・ 本工事 ・ 別途電気設備工事 5) 一次側電源 ・ 別途電気設備工事 ・ 本工事 6) リモコン用配管 ・ 別途電気設備工事 ・ 本工事 7) リモコン用配線 ・ 本工事 ・ 別途電気設備工事 8) リモコン取付け ・ 本工事 ・ 別途電気設備工事	28	足 場	本工事で設置する。 ・ 内部足場（ 種） ・ 外部足場（ 種）	29	土 工 事	1) 埋戻しの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ （材料： 工法： ） 2) 建設発生土の処理 現場説明書による 3) 山留め 工法等（ ） 残置 ・ する * しない 鋼矢板等の抜き跡の処理工法 * 砂を充てんする	30	はつり工事等	1) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドコアによる。 2) はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則として探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。	31	補 修	1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存にならない補修する。 2) 汚染、損傷した場合は速やかに監督職員に報告する。	32	負 担 金	・ 水道 円（内消費税相当額 円） ・ ガス 円（内消費税相当額 円） ・ 下水道 円（内消費税相当額 円）	33	関連他工事	・ ・	34	特定元方事業者の指名	下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・ 本工事の受注者 ・ 関連他工事の受注者（ ）	35	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書に關する当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。	36	事前調査等	大気汚染防止法第18条の17の規定等に基づき、受注者は事前調査を実施し、発注者へ書面による説明及び調査結果の揭示を行うこと。	37	施 工 調 査	1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとも監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。	38	木製安全施設製品（県産木材製品）	* 工事用看板 （表示板1、400mm×500mm用） 2台 * 工事用バリケード 5台 ・ 工事用標示板 （表示板1、400mm×1,100mm用） 台 （注）取り扱いは平成25年3月8日付第945号による
設置場所	建物の種別	特定の施設		一般の施設																																																																																																					
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																				
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																				
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																				
	水槽（タンク）類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																				
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																				
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																				
	水槽（タンク）類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																				
地階及び1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																				
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																				
		水槽（タンク）類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																			
図面番号	工 事 名						図面種別	縮 尺	設計・年月	担 当 者	設 計 者																																																																																														
()																																																																																																									

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
7	給湯設備	1. 配管材料	9	空調設備・換気設備	1. 給水 ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA) (JWWA K 116) ・一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) ・給水用高密度ポリエチレン管 (PWA 005)	7. 点検口	サブライチャンバー、リターンチャンバー等には点検口 (450×600) を取り付ける。	11	電気設備	1. 配線材料	図示による。
		2. 管の接合等			架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の支持間隔は標準仕様書によるほか、メーカーの示す施工方法に準じ分岐部及び曲がり部においても適切に固定する。		8. チャンバー			外壁に面するガラリに設けるチャンバーは有効なドレン装置を設置すること。	2. 機器取付高
		3. 電気工事			2) 冷水水 ・一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) ・配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) ・架橋ポリエチレン管 (JIS K 6769) ・ポリブテン管 (JIS K 6778) (注) 架橋ポリエチレン管及びポリブテン管はファンコイルユニット機器接続部のみ使用する。 ・空調配管用高性能ポリエチレン管 (NETIS登録品)	9. 予備フィルター	・図記による。 ・フィルター装着枚数の (・100%・%) ただし、ルームエアコン、パッケージ形マルチ室内機、カセット形全熱交換器、カセット形ファンコイルを除く。	3. 再使用機器	取外し再使用する機器は清掃及び絶縁抵抗測定の上取付ける。		
		4. 弁の耐圧			3) 冷却水 ・一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA) (JWWA K 116) ・配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) ・給水用高密度ポリエチレン管 (PWA 005)	10. ばい煙測定口	煙道内の排気流速が安定している直管部分に80φのものを取り付けること。	4. 予備配管	壁内に埋込みとなる分電盤、端子盤等には予備配管として、E25×2又はPF22×2を設置する。 1) 天井スラブの場合 天井又は梁下20cmまで立上げ、ボックス止めとする 2) 二重天井の場合 配管を天井内まで立上げる		
		5. 空気抜き			4) 蒸気給気 ・配管用炭素鋼管 (SGP黒) (JIS G 3452)	11. 屋外フード類	着色 ・する ・しない				
8	浄化槽設備	1. 処理種別及び方式	10	自動制御設備	5) 油 ・配管用炭素鋼管 (SGP黒) (JIS G 3452)	1. 自動制御方式	・電子式 ・電気式 ・デジタル式	8. 浄化槽設備	2. その他	2. その他	図示による
		2. 管の接合等			架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の支持間隔は標準仕様書によるほか、メーカーの示す施工方法に準じ分岐部及び曲がり部においても適切に固定する。		2. 中央監視装置			・有り (・本工事 ・別途工事) ・無し (仕様は図示による)	
					6) 蒸気還管 ・圧力配管用炭素鋼管 (STPG370黒Sch40) (JIS G 3454)	3. 電源装置	・要 (・本工事 ・別途工事) ・不要				
					7) 冷媒 ・冷媒用断熱材被覆鋼管 (ポリエチレン保温材 (難燃性)) (JCDA 0009)	4. 温度調節器等	取付け高さは ・1300mm ・				
					8) ドレン ・配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) ・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) ・空調ドレン用結露防止層付硬質塩化ビニル管	5. 計装工事の配線	1) 屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。 2) 原則として、次の用途に使用する電線類はEMケーブルとし、規格は一般共通事項19. 電線類の規格による。(機器、盤類はこれによらなくてもよい) 用途 : ① 電源線、接地線 ② 電気式の調節器 (サーモ、ヒューミ等) 用電線 ③ 各種検出部 (温度、湿度等)、操作器 (バルブ、ダンパー等) における弱電信号、通信線を除く制御線				
					9) 60Su以下のステンレス鋼管継手は一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準による継手とする。75Su以上のステンレス鋼管継手はハウジング継手とする。	6. その他	図示による				
					2. 管の接合等						
					3. フレキシブルジョイント						
					4. 空気抜き						
					5. ダクト						
					6. 吹出口、吸込口						
					1) 給水用高密度ポリエチレン管、空調配管用高性能ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち小さい方を適用する。 2) 架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の支持間隔は標準仕様書によるほか、メーカーの示す施工方法に準じ分岐部及び曲がり部においても適切に固定する。						
					ステンレス製ペローズ形とする。						
					空気溜まりを生ずる箇所には、操作の容易な位置に空気抜き装置を設ける。						
					1) 長方形ダクトの製作 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法 (・共板フランジ ・スライドオンフランジ) ただし、長辺が1500mmを超えるもの及び、最大静圧が500Paを超えるものはアングル工法とする。 2) 円形ダクト ・亜鉛鉄板製 (スパイラルダクト) ・硬質塩化ビニル製 (VU管) 3) 防火区画貫通部の施工 貫通する部分の前後150mm以上を1.6mmの鋼板製とする。						
					1) 枠及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 2) 着色 ・する ・しない						
図面番号	工 事 名		図面種別	縮 尺	設計・年月		担当者				
()								設計者			

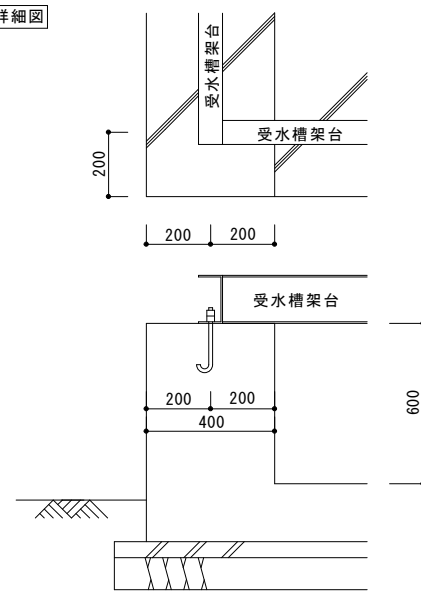
給水用タンク周り配管支持等要領図



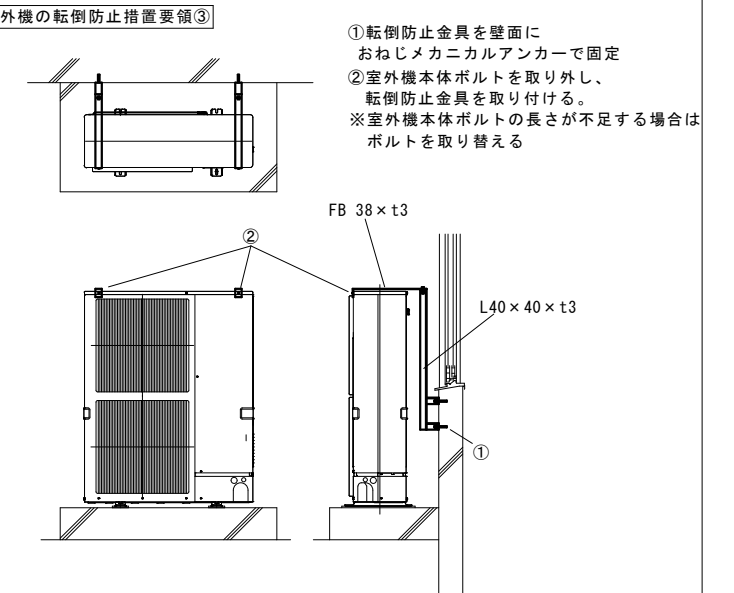
小口径汚水樹とVP管の接合要領



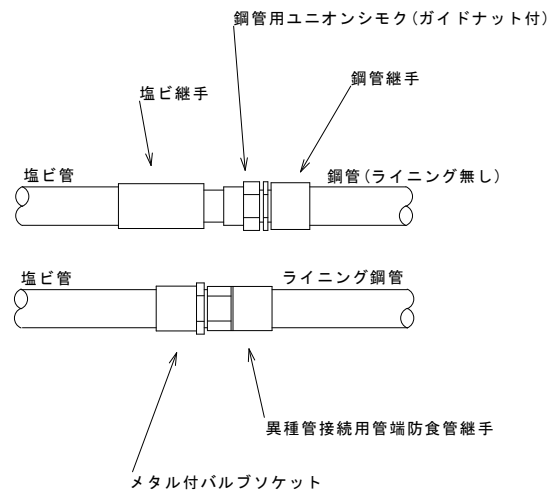
受水槽基礎部分詳細図



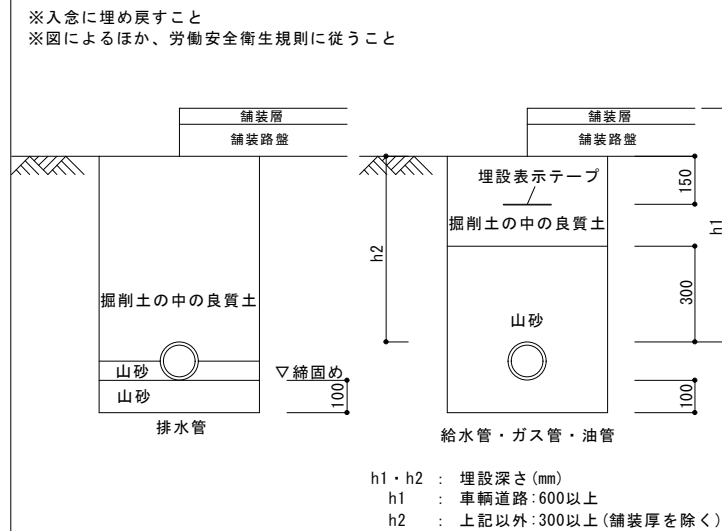
室外機の転倒防止措置要領③



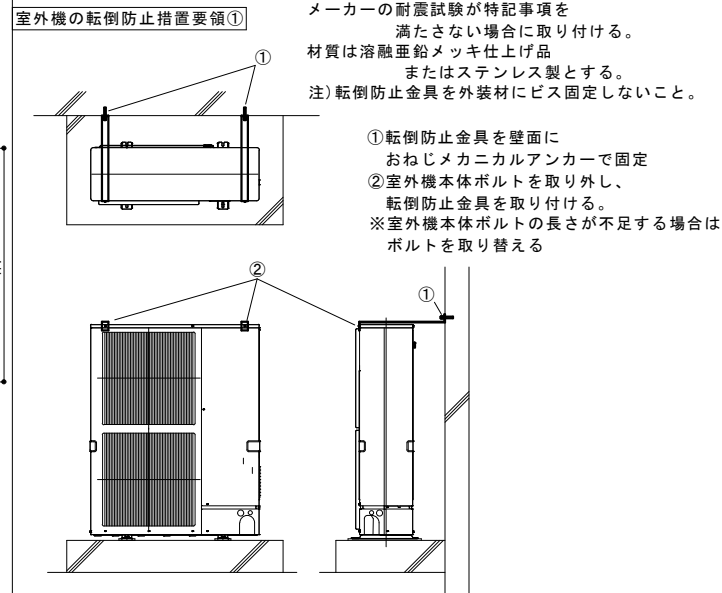
鋼管と塩化ビニル管の接合 (50A以下)



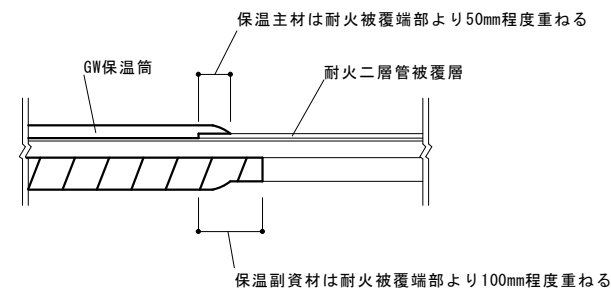
埋戻し基準断面図



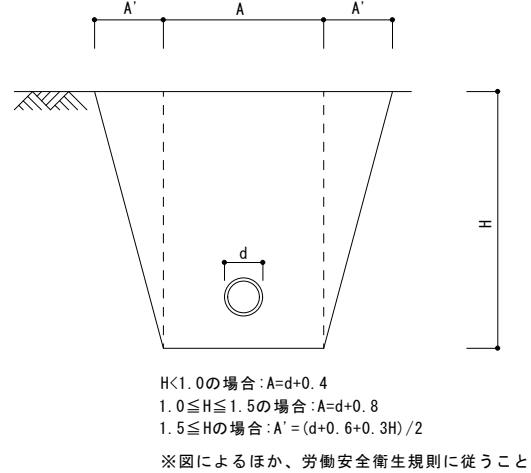
室外機の転倒防止措置要領①



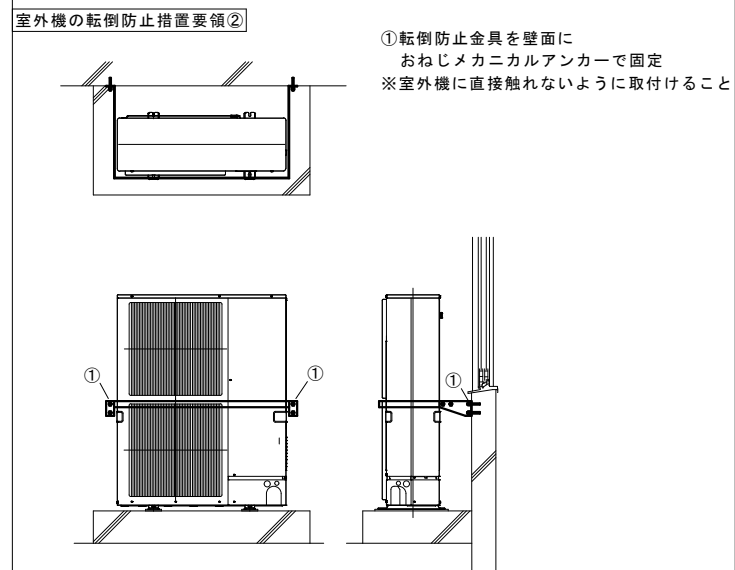
耐火二層管と塩化ビニル管の管種変更部の保温施工要領



掘削基準断面図



室外機の転倒防止措置要領②



図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	担当者
()					設計者